

住んでいない物件を利用したい人へ



市では、所有者などが維持管理できない空き家を活用するため、所有者などと空き家を利用したい人をつなげる「空き家バンク」を開設しています。



放置空き家は税優遇を 解除されることも

近年、少子高齢化による人口減少などにより、空き家が増加しています。

管理の行き届かないまま放置されると、建物の倒壊や伸びた草木による景観の悪化、火災や不法侵入などさまざまな悪影響が生じる恐れがあり、大きなトラブルになりかねません。

空き家が原因で隣家などへ被害を与えた時は、所有者または相続人にも責任が及ぶ場合があります。また、管理不全の空き家は住宅でないと見なされ、固定資産税・都市計画税の減額措置が解除されることがあります。

使わない家を 有効に活用しませんか

空き家の修繕や敷地内の樹木の伐採などは、その所有者や管理者が行わなければなりません。市では、継続的な維持管理が難しい場

合に「空き家バンク」の利用をお勧めしています。

空き家バンクは市内に空き家（二戸建て）を持ち、賃貸・売買を希望する人と、空き家を利活用したい人をつなぐ制度です。



空き家バンクホームページ

物件情報を登録することで、空き家バンクホームページなどで公開され、物件を利用したい人からの希望を募ることができます。物件は老朽化していても登録できます。

空き家バンクを 利用するには

空き家を所有している人

① 建築住宅課（市役所5階）または空き家バンクホームページにある物件登録申込書などを同課に提出する

② 市職員などの立ち会いの下、現地調査を行い、契約内容や修繕の有無について確認する

③ 市が同ホームページなどで物件情報を公開する

④ 空き家を利用したい人から申し出があり次第、契約を結ぶ
空き家を利用したい人

① 建築住宅課または空き家バンクホームページにある利用者登録申込書などを同課へ提出する

② 同ホームページなどに見学を希望したい物件があれば同課へ☎20・1564へ連絡する

③ 市職員などと現地での物件の状況や契約内容などを確認する

④ 物件を決めたら契約を結び 契約手続きは仲介業者が行います

利用者に安心して手続きをしてもらうために、契約などは千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。なお、仲介手数料がかかります。

※くわしくは建築住宅課へ。

空き家バンクの利用イメージ図

